

山梨県公報

第一千百十一号

平成二十三年
一月十七日

木曜日
四 異議申出期間
平成二十三年三月十八日から同年四月一日まで

山梨県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(小伏沢地区 県営ため池等整備事業)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対し異議があるときは、これを申し立てることができます。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成二十三年一月十八日から同年三月十七日まで

縦覧場所

上野原市役所

異議申立期間

平成二十三年三月十八日から同年四月一日まで

告示次	
土地改良事業計画の適当決定	九三
県営土地改良事業計画の決定	九三
道路の供用開始	九三
電線共同溝を整備すべき道路の指定	九四
非農用地区域内に換地する土地の指定	九四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	九四
公安委員会	九五
平成二十三年度自動車等の運転免許試験等の実施	九五
一般競争入札について(二件)	一〇一

告示

山梨県告示第四十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、鶴島土地改良区から申請があつた土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対し異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

種類	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川三 郷線	昭和町河東中島字十一枚一八〇 五番地先から 昭和町河東中島字十一枚一八三 三番地先まで	一四〇・〇	平成二十三 年二月十七 日	

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十三年一月十八日から同年三月十七日まで
- 三 縦覧場所
上野原市役所

山梨県告示第五十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	市之藏山梨線	
		山梨市大字上石森字上手原一四〇番の一地先から 山梨市大字上神内川字東原五八〇番の一地先まで

公示

● 非農用地区域内に換地する土地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地について非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 地区名

県営畠地帶総合整備事業鳥原平地区

二 第五十三条の一第二項の通知をした年月日

平成二十三年一月七日

三 指定をした土地

北杜市白州町鳥原字東原四百三番地、字東原四百八番地、字菖蒲沢六百五十三番地、字上小用五百六番地、字菖蒲沢五百九十六番地の二、字菖蒲沢五百九十六番地の三、字菖蒲沢五百九十六番地の四、字東原四百三十三番地、字南沢七百五十一番地、字大久保九十七番地、字浦門二百九十七番地、字南沢七百六十二番地、字焼時五百四十四番地及び字焼時三千百四十一番地

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 一 処分をした年月日 平成二十三年一月十七日 | 一 処分をした年月日 平成二十三年一月十一日 |
| 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 |
| 三 商号 有限会社土橋工務店 | 三 商号 有限会社土橋工務店 |
| 四 許可番号 山梨県知事許可（一般二二）第五七〇三号 | 四 許可番号 山梨県知事許可（一般二二）第五七〇三号 |
| 五 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し | 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。 |
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 一 処分をした年月日 平成二十三年一月十七日 | 一 処分をした年月日 平成二十三年一月十一日 |
| 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 |
| 三 商号 有限会社土橋工務店 | 三 商号 有限会社土橋工務店 |
| 四 許可番号 山梨県知事許可（一般二二）第五七〇三号 | 四 許可番号 山梨県知事許可（一般二二）第五七〇三号 |
| 五 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し | 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。 |

二 处分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	
1 商号 甲信建機株式会社	3 許可番号 山梨県知事許可(般) 平成二十九年四月七号
2 主たる営業所の所在地 莢崎市穴山町五千六十四番地	4 处分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
3 代表者の氏名 嵐津一雄	5 处分の原因となつた事実 平成二十三年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。
四 处分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し	五 处分の原因となつた事実 平成二十三年一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 处分をした年月日 平成二十三年一月十七日

二 处分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 富原土建株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲州市塙山牛奥一千六百四十九番地

3 代表者の氏名 宮原栄治

三 許可番号 山梨県知事許可(般) 平成二十三年一月三十一日

四 处分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 处分の原因となつた事実 平成二十三年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 处分をした年月日 平成二十三年一月十七日

二 处分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社東邦ベンリハンド

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町清水新居五百四十七番地四

3 代表者の氏名 輿石三郎
三 許可番号 山梨県知事許可(般) 平成二十九年四月七号
四 处分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 处分の原因となつた事実 平成二十三年一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。
● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 处分をした年月日 平成二十三年一月三十一日

二 处分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社樋口技建

2 主たる営業所の所在地 中央市浅利一千百九十九番地一

3 代表者の氏名 小宮山晃司

三 許可番号 山梨県知事許可(般) 平成二十三年一月三十六号

四 处分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 处分の原因となつた事実 平成二十三年一月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

公安委員会

● 平成二十三年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成二十三年四月から平成二十四年三月までの、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)以下「法」という)第八十九条第一項の規定による運転技能の検査(以下「技能検査」という)、法第九十七条の規定による運転免許試験(以下「免許試験」という)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験(以下「一部免除試験」という)、法第一百条の二第二項の規定による再試験(以下「再試験」という)及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の五の規定による審査(以下「審査」という)を次のとおり実施する。

平成二十三年一月十七日

山梨県公安委員会

委員長 真田幸子

技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」といふ。）を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（A-T車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（A-T車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
二 免許試験	1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験	
免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第一種免許（A-T車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（A-T車を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車仮免許（A-T車を除く。）	毎週木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）

原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	牽引第一種免許	大型自動車第二種免許	中型自動車免許	中型自動車仮免許	大型特殊自動車第二種免許	中型自動車第二種免許	中型特殊自動車第二種免許	大型自動車第一種免許	普通自動車免許（A-T車を除く。）	普通自動車免許（A-T車に限る。）	普通自動車第一種免許（A-T車を除く。）	普通自動車第一種免許（A-T車に限る。）	車に限る。）
運転免許課（山梨県総合交通センター）においては毎週水曜日（休日を除く。）	運転免許課（山梨県総合交通センター）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）														
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部	毎週木曜日（山梨県の休日を除く。）	

普通自動車第一種免許（A-T車に限る。）	普通自動車免許（A-T車を除く。）	普通自動車仮免許（A-T車を除く。）	普通自動車第一種免許（休日を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）
大型自動車仮免許	大型自動車仮免許	大型自動車仮免許	大型自動車第一種免許	毎週月曜日（休日を除く。）
中型自動車仮免許	中型自動車第一種免許	中型自動車第一種免許	中型自動車第一種免許	毎週火曜日（休日を除く。）
大型特殊自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）
牽引第一種免許	牽引第一種免許	牽引第一種免許	牽引第一種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）。ただし、法第八十九条第一項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。
大型自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）山梨県都留市下谷二丁目二番二号
小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	運転免許課（山梨県総合交通センター）においては毎週水曜日（休日を除く。）運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日を除く。）は毎週水曜日（休日及び平成二十四年一月四日を除く。）警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たつた場合は、別	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）山梨県都留市下谷二丁目二番二号	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）山梨県都留市下谷二丁目二番二号

三 一部免除試験	1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験
に指定した日）とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	試験日 試験場所

に指定した日）とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	試験場所
試験場所	試験場所

原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車仮免許	毎週水曜日（休日を除く。）	中型自動車免許
普通自動車仮免許	毎週金曜日（休日を除く。）	中型自動車第二種免許
普通自動車仮免許	毎週木曜日（休日を除く。）	大型特殊自動車第二種免許
免 許 の 種 類	試 驗 日	試 驗 場 所
大型自動車第一種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第一種免許（A-T車を除く。）	普通自動車免許（A-T車を除く。）	普通自動車仮免許（A-T車に限る。）
普通自動車第一種免許（A-T車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	普通自動車免許（A-T車に限る。）
普通自動車免許（A-T車を除く。）	毎週木曜日（休日を除く。）	大型自動車仮免許
大型自動車仮免許（A-T車を除く。）	毎週木曜日（休日を除く。）	中型自動車免許
大型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	中型自動車第二種免許

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	中型自動車第二種免許
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	大型特殊自動車第二種免許
大型特殊自動車第二種免許		免 許 の 種 類
牽引第一種免許		試 驗 日
牽引免許		試 驗 場 所
大型特殊自動車免許		
普通自動二輪車免許		
大型自動二輪車免許		
牽引免許		
大型自動車第一種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第一種免許	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。）	普通自動車第一種免許
大型特殊自動車第二種免許		大型特殊自動車第二種免許
牽引第一種免許		大型自動車免許
大型自動車免許		

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

中型自動車免許	
普通自動車免許	
大型特殊自動車免許	
大型自動二輪車免許	
小型特殊自動車免許	

大型自動車免許	毎週月曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
大型自動車免許	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
原動機付自転車免許	毎週水曜日及び金曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)

四 再試験

免許の種類	試験日
普通自動車免許(道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第十四条に該当する者を含む。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)

原動機付自転車免許 每週水曜日及び金曜日(休日を除く。)

大型自動二輪車免許 普通自動二輪車免許

免許の種類	審査日
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで(休日を除く。)

2 書面による審査

免許の種類	審査場所
大型自動車免許	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

免許の種類	審査日
大型自動車第二種免許	毎週月曜日(休日を除く。)

免許の種類	審査場所
大型自動車第二種免許	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)

免許の種類	審査日
中型自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)

免許の種類	審査場所
中型自動車第二種免許	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)

免許の種類	審査日
普通自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)

免許の種類	審査場所
普通自動車免許	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)

免許の種類	審査日
普通自動車免許	毎週火曜日(休日を除く。)

免許の種類	審査場所
普通自動車免許	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)

中型自動車第一種免許	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）	平成二十三年五月一日から平成二十四年三月三十日まで	役務の仕様等
中型自動車免許	普通自動車第一種免許（A 丁車に限る。）	履行場所	入札説明書で定める内容等である」と。
大型特殊自動車免許	普通自動車免許	山梨県内各警察署管轄区域内	入札方法
大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
その他	六	六	一般競争入札の参加資格
1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。	1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。	1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。	1 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。
2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第一項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。	2 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第百五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。	2 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第百五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。	2 民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。
3 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。	3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。	3 入札方法	3 入札説明書で定める内容等である」と。
4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。	4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百九十九條第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。	4 履行場所	4 履行場所
5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。	5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手續開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手續開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。	5 入札方法	5 入札方法
6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十	6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十	6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十	6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十
一般競争入札について	一般競争入札について	一般競争入札について	一般競争入札について
次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。	次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。	次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。	次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十三年一月十七日	平成二十三年一月十七日	平成二十三年一月十七日	平成二十三年一月十七日
山梨県警察本部長 唐木芳博	山梨県警察本部長 唐木芳博	山梨県警察本部長 唐木芳博	山梨県警察本部長 唐木芳博
一般競争入札に付する事項	一般競争入札に付する事項	一般競争入札に付する事項	一般競争入札に付する事項
1 役務の名称及び数量	1 役務の名称及び数量	1 役務の名称及び数量	1 役務の名称及び数量
交通安全支援事業委託 一式	交通安全支援事業委託 一式	交通安全支援事業委託 一式	交通安全支援事業委託 一式

二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 純資産一千万円以上の法人であること。

11 国、地方公共団体又は法人と業務の提供業務の歴史が二年以上あり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。

14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

17 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 〇〇三一 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部
交通部企画課庶務係 電話〇五五 二二五 一一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年一月二十一日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年三月三十日（水）午前十時 山梨県警察本部交通部企画課三階会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十三年三月二十九日（火）午後四時までに山梨県警察本部交通部企画課庶務係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十三年二月二十五日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならぬ。

4	履行場所	山梨県内各警察署管轄区域内		
5	契約書作成の範囲 概要	ない。		
6	落札の効果	本入札における落札の効果は、平成二十二年四月一日至平成二十二年度予算発効時ににおいて効力を生ずるやうにいたる。		
7	その他	(一) 落札者が契約締結までの間に上記に参加資格の有無、一つでも満たされないとした場合は、契約を締結しない。IJの場合は、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。 (二) 講習せ、入札説明書による。		
	Summary			
1	Nature and quantity of the services to be required			
2	Date and time for tender	Outsourcing of traffic safety support project, 1 set		
3	Bureau in charge	10:00 AM March 30,2011		
4	General Affairs Section, Traffic Planning Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121			
5	入札方法	落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の四五分の四五に相当する金額を入札書に記載する。		
6	一般競争入札の参加資格	一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四六十七条の四の規定に該当しない者である。		
7	一般競争入札の申立て	1 平成二十二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第百五号）の一に定める競争入札に参加するのJのが行われる者である。		
8	申立ての方法	2 IJの公知の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に関する指名停止等措置要領」に基づく指名停止を設けてある日が含まれている者でない。		
9	申立ての期限	3 IJの公知の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に関する指名停止等措置要領」に基づく指名停止を設けてある日が含まれている者でない。		
10	申立ての撤回	4 会社更生法（平成十四年法律第二百四十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第一条の規定によりなお従前の例による）とされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていない。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。		
11	申立ての撤回	5 民事再生法（平成十一年法律第一二五号）第十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしてこなさ、又はこながれていこない。		
12	申立ての撤回	ただし、同法第三十三条规定第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合においては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。		
13	申立ての撤回	6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十一号）第十一条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない。		
14	申立ての撤回	7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していこない。		
15	申立ての撤回	8 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第		
16	申立ての撤回	平成二十二年五月一日至平成二十四年三月三十日		
17	申立ての撤回	山梨県公報 第二十九回第一回 平成二十二年四月十七日		

山梨県警察本部長 唐木芳博

一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量
地域安全パトロール事業業務委託 一式

2 役務の仕様等
入札説明書に定める内容等による。

3 履行期間

平成二十二年五月一日至平成二十四年三月三十日

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる田園において当該業務に関する刑に処せられたことがないこと。

10 純資産一千万円以上の法人であること。

11 国、地方公共団体又は法人と役務の提供業務の歴史が二年以上あり、過去二年内において当該業務に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。

14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

17 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して一年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して一年を経過しないもの

エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 〇〇三一 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号 山梨県警察

本部生活安全部生活安全企画課生活安全係 電話〇五五 二三五 一一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年一月二十一日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場

所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年三月三十日（水）午後一時三十分 県民会館四〇三会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十三年三月二十九日（火）正午までに山梨県警察本部生活安全部生活企画課生活安全係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 免除

契約保証金
入札保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十三年一月二十三日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札の要否

契約書作成の要否

要

落札の効果

本入札における落札の効果は、平成二十三年四月一日に平成二十三年度予算発

皆にわかる形で開示する。

7 ものを

(一) 携札者が契約締結書面の題名に記載された参加資格の内容、一つでも満たされなければ、たたかんせ契約を締結しない。この場合に於ては、山梨県警は損害賠償の責めを負わない。

(二) 謙虚せ、入札説明書に記載

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Outsourcing of community safety patrol service, 1 set
- 2 Date and time for tender
1:30 PM March 30,2011
- 3 Bureau in charge
Community Safety Section, Community Safety Planning Division,
Community Safety Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters
9-19 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0031 Japan
TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番